

宇都宮大学工学部・工学研究科広報連携委員会内規

制 定	平成16年3月17日
一部改正	平成18年12月19日
〃	平成20年2月19日
〃	平成22年5月25日
〃	平成27年3月17日

(設置)

第1条 工学部・工学研究科教授会内規第7条第1項の規定に基づき、工学部・工学研究科広報連携委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次の事項を審議し、併せて必要な実務を行う。

- 一 工学部・工学研究科の広報活動に関すること。
- 二 工学部・工学研究科研究成果一覧の発行に関すること。
- 三 工学部・工学研究科要覧、その他の広報用資料の発行に関すること。
- 四 工学部・工学研究科のオープンキャンパス等の実施に関すること。
- 五 工学部・工学研究科の広報のための公式Webサイトの編集、維持管理に関すること。
- 六 宇都宮大学同窓会および工学部同窓会との連携に関すること。
- 七 宇都宮大学広報連携委員会、その他の委員会との連絡、調整に関すること。
- 八 工学研究科長、工学部・工学研究科教授会、または、工学部・工学研究科学科長・専攻長会議から付託されたこと。

(組織及び運営)

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- 一 各専攻(先端光工学及び後期課程を除く。)から選出された教員各1名
 - 二 工学部・工学研究科情報委員会から選出された教員 1名
 - 三 技術部から選出された職員 1名
- 2 委員は、工学研究科長が委嘱する。
- 3 第1項第1号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 前項において、再任された委員の任期は1年とする。

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 3 委員長に事故あるときは、副委員長が議長となり、その職務を代行する。
- 4 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 5 委員会の審議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員の兼務)

第5条 委員長及び副委員長は、宇都宮大学広報連携委員会委員となる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会は必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報告)

第7条 委員会は、必要に応じて審議の結果を工学研究科長、工学部・工学研究科教授会、または、工学部・工学研究科学科長・専攻長会議に報告し、承認を得るものとする。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、工学部事務部において処理する。

附 則

- 1 この内規は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 工学部広報委員会内規（平成元年11月21日制定）は廃止する。
- 3 この内規施行後、最初に選出された第3条第1項の委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、機械システム工学科、応用化学科及び情報工学科から選出された委員は平成17年3月31日までとする。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この内規施行後、最初に選出された第3条第1項第1号の委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、機械知能工学専攻、物質環境化学専攻及び情報システム科学専攻から選出された委員にあつては平成21年3月31日までとし、電気電子システム工学専攻、地球環境デザイン学専攻及び学際先端システム学専攻から選出された委員にあつては平成22年3月31日までとする。

附 則

この内規は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この内規施行後、最初に選出された第3条第1項第1号の委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、電気電子システム工学専攻及び地球環境デザイン学専攻から選出された委員にあつては、平成28年3月31日までとする。